

優遇制度

多彩なラインナップで初期投資を手厚くサポート

各種助成金

1 七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

対象施設 工場、研究所、物流施設、IT施設（コールセンター等）、食品加工施設、その他

要件	投資額	新設 1億円以上 増設 5,000万円以上	研究所、IT施設及び食品加工施設の場合	新設 5,000万円以上 増設 3,000万円以上
	新規地元雇用	新設 5人以上 増設 3人以上		
助成額	助成率	新設 投資額×20% 増設 投資額×10%	石川県補助金の特認と連動した市長特認	新設 10億円(県と合わせて20億円) 増設 5億円(県と合わせて10億円)
	特例加算	【本社移転】5%上乗せ	【指定業種(※1)】10%上乗せ	【地元発注(※2)】5%上乗せ
	限度額	2億円(市長特認は上記のとおり)		
	雇用助成金	1人につき50万円【市内在住の新規常用雇用の採用】		
	限度額	2,000万円		

※1.指定業種は、木材加工、食品加工としています。
 ※2.地元発注は、投資額の総額のうち、市内企業に直接または1次下請負で発注する施設及び設備に要する費用(以下「地元発注額」という。)が10%以上の場合において、地元企業発注奨励助成金として、地元発注額に100分の5を乗じて得た額を加算することとしています。
 ※3.石川県補助金との重複適用可能。

2 石川県雇用拡大関連企業立地促進補助金

対象 製造業の工場、植物工場、流通加工を伴う物流施設 等

要件	立地地域	過疎地域等※七尾市が該当	過疎地域等を除く能登地域	過疎地域等を除く加賀地域
	投資額	新設 1億円以上 増設 1億円以上	1億円以上	3億円以上(民有地は5億円以上)
常時雇用者数	5人以上	5人以上	10人以上	15人以上
補助率	新設	20%	10%	5%
	増設	10%	5%	2.5%
補助額	新設	5億円 特認10億円(市町分と合わせて20億円)		
	増設	2億円 特認5億円(市町分と合わせて10億円)		
補助金計算式	投資額×補助率+常時雇用者数(純増)×50万円			

*特認の適用は、投資額100億円以上かつ常時雇用者数(純増)100人以上(増設の場合は先のいずれか)であって、市町が同時の助成を行う場合に限る。
 なお、過疎地域で知事が特に認めた地域は、投資額30億円以上かつ常時雇用者数(純増)30人以上(増設の場合は先のいずれか)とし、限度額は新設7.5億円、増設3億円/回とする。ただし、県の補助金は市町の助成額を超えないものとする。

3 石川県本社機能立地促進補助金

対象 本社機能施設、データセンターなどの情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業、デザイン業若しくは機械設計業を営む事業所 等

要件	立地地域	過疎地域等※七尾市が該当	過疎地域等を除く能登地域	過疎地域等を除く加賀地域
	投資額	新設 5,000万円以上 増設 5,000万円以上	5,000万円以上	
常時雇用者数	5人以上	5人以上		
補助率	新設	25%	15%	10%
	増設	15%	10%	7.5%
補助額	新設	5億円 特認10億円(市町分合わせて20億円)		
	増設	2億円 特認5億円(市町分合わせて10億円)		
補助金計算式	投資額×補助率+常時雇用者数(純増)×50万円			

*本社機能施設は、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事など)、各種業務統括(研究開発など)等の事業所をいう。工場及び当該地域を統括する営業所は含まない。

融資制度

4 企業立地促進融資制度

区分	石川県	七尾市
対象	<ul style="list-style-type: none"> 県外からの企業の新規立地であること 県が指定する用地(農工地区、工業適地、県・市町の造成団地など)に立地するもの 10人(過疎地域は5人)以上の常時雇用者数の増があるもの 地域経済への波及効果があるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 用地:1,000㎡以上 建物:工場などの建物床面積300㎡以上 用地取得後3年以内に操業開始
対象経費	工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費(投資額)	工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費(投下固定資産額)
限度額	投資額の2/3以内(限度額5億円)	投下固定資産額の2/3以内(限度額2億円)
利率	知事が定める率 <ul style="list-style-type: none"> 融資期間10年以内 固定1.60% 融資期間10年超 変動1.75%(平成24年10月1日現在) 	市長が定める率(金融機関と要協議)
融資期間	10年以内又は15年以内(うち、据置2年以内)	

税制上の優遇措置

法令	対象地域	要件	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域(旧中島町、旧能登島町)	<ul style="list-style-type: none"> 製造の事業等に供する設備を新增設(青色申告者) 設備の取得額2,700万円超 	課税免除(3年間)	課税免除(3年間)	課税免除
半島振興法(※1)	七尾市全域	<ul style="list-style-type: none"> 製造の事業等に供する設備を新增設(青色申告者) 資本金規模に応じた取得額 	不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)	不均一課税
企業立地促進法	七尾市全域	<ul style="list-style-type: none"> 製造の事業等に供する設備の取得額が2億円超(農林漁業関連業種5,000万円超) 承認企業立地計画に基づく施設 	—	課税免除(3年間)	課税免除
地域再生法(※2)	市内対象地域(移転型、拡充型)	<ul style="list-style-type: none"> 本社機能の移転・拡充に伴う特定業務施設(本社機能)の新增設 設備等の取得額 3,800(一部1,900)万円以上 	移転型のみ 不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)	不均一課税

※1 国税に係る租税特別措置(工業用機械等の特別償却)を活用する場合は、市に対し、産業振興機械等の取得等に係る確認申請書を提出し、証明を受ける必要があります。
 ※2 税制上の優遇措置を受けるためには、石川県に対し、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けることが必要です。

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)

概要	原子力発電施設等周辺地域の振興を図るため、当該地域に立地する企業に対し、実際に支払った電気料金の一部を補助します。
対象地域	旧田鶴浜町、旧中島町
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 電力契約の新設または増設に伴い、契約電力が増加すること 雇用者数が3人以上増加すること 市の推薦があること(初回のみ)
交付額等	支払電気料金の一部を、最大8年間補助